

一時保育事業実施要項

社会福祉法人小鳥の森福祉会

- 1 【目的】 この事業は、認可保育所・保育室・認証保育所に入所しておらずまた家庭福祉士による保育を受けていない児童の健やかな発達保障と育児支援を目的とする
- 2 【利用対象児】 満1歳（離乳が完了していること）から2歳児クラスの世田谷区に在住している児童
- 3 【定員】 一日6名までとする
- 4 【利用内容】 保育日 月曜日から金曜日
 - ※ 利用日は就労固定の方は週4日までとする
 - ※ その他の利用の方は週3日までとする

保育時間	A	（8時間）	8：30～16：30（就労のみ）
	B	（7時間）	8：30～15：30
	C	（5時間）	8：30～13：30
- 5 【利用単位】 就労以外；5時間または7時間を基本とする
就労の方：5時間以上を基本とする
- 6 【費用】 A（1日・8時間）3000円 B（7時間）2000円 C（5時間）1500円
 - *費用は後払いとする
 - *利用した場合、早退しても予約した保育時間の料金とする
 - *遅刻した場合 30分につき 500円とする
- 7 【キャンセル料】 2日前の16：00以降のキャンセルは500円とする
- 8 【利用方法】 ①一時保育を希望する保護者は、あらかじめ登録手続きを行う
以下のものを持参する
・健康保険証及び乳児医療証 ・母子手帳 ・登録調査書
②保育利用日の申し込み
 - *毎月20日（20日が土日の場合は翌週の始めの日、祝日の場合は翌日）にて電話にて予約を受け付ける。翌月1か月分の予約ができる（20日以降も予約は随時受け付ける）
 - *予約時間 平日 10：00～16：00
- 9 【附則】 この要綱は2024年4月1日から施行する